附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

予防接種

予防接種の記録　（３）

Immunization Record

日本脳炎 Japanese Encephalitis					
時期		接種年月日 Y/M/D （年齢）	メーカー又は製剤名／ロット Manufacturer or Brand name/Lot.No.	接種者名 Physician	備　考 Remarks
第1期初回	1回				
	2回				
第1期 追加					
第2期					

ワクチンの種類 Vaccine		接種年月日 Y/M/D （年齢）	メーカー又は製剤名／ロット Manufacturer or Brand name/Lot.No.	接種者名 Physician	備考 Remarks
ヒトパピローマウイルス（HPV） Human Papillomavirus	1回				
	2回				
	3回				

●薬剤や食品などのアレルギー記入欄